「平成 21 年 2 月 24 日」 | 規 則 第 8 号

改正 平成 23 年 6 月 14 日規則第 37 号 平成 28 年 3 月 25 日規則第 43 号 令和 6 年 3 月 26 日規則第 68 号

(目的)

第1条 この要項は、国立大学法人東京外国語大学府中キャンパス構内(以下「構内」という。)における自転車の駐輪に関し必要な事項を定め、構内における自転車による通行障害を除き安全で快適な環境の向上を図ることを目的とする。

(自転車の利用登録)

- 第2条 本学へ自転車で通学する学部学生、大学院学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究生(以下「学生等」という。)、外国人留学生又は通勤する職員等は、構内の指定された駐輪場(以下「駐輪場」という。)を利用する場合、事前に第9条に定める担当部署において自転車の利用登録(以下「利用登録」という。)を、当該年度毎に受けるものとする。
- 2 国際交流会館の居住者は、使用の用途に関係なく保有する自転車は全て利用登録を受けるものとする。
- 3 利用登録を受けようとする者は、自転車登録申請書(別紙第1号様式)に必要事項を 記載の上、担当部署に提出し、登録シール(別紙第2号様式)の交付を受けるものとす る。

(登録シールの貼付義務及び有効期限)

- 第3条 利用登録を受けた者(以下「利用登録者」という。)は、自転車の後輪泥よけ部分等の容易に識別できる位置に登録シールを貼付しなければならない。
- 2 登録シールの有効期限は、自転車登録証に記載されている年度内とする。

(無登録自転車の構内駐輪の禁止)

- 第4条 自転車の利用者は構内において、登録シールを貼付していない自転車(以下「無登録自転車」という。)を駐輪してはならない。
- 2 学長は無登録自転車を、撤去・処分することができる。
- 3 利用登録者は、構内の駐輪場以外の場所に自転車を駐輪してはならない。 (放置の禁止)
- 第5条 自転車の利用者は、自転車を構内に放置してはならない。
- 2 学長は構内に放置してある自転車(以下「放置自転車」という。)の状況について、 年1回以上調査を行うものとする。

(放置自転車に対する措置)

第6条 学長は、放置自転車が通行の障害等となると認めるときは、自転車の利用者に対し、当該自転車を大学が定める保管場所(以下「保管場所」という。別紙配置図によ

- る。)に撤去・移動する旨の警告書を当該自転車に貼付し、1週間経過後も引き続き放置してあるときは、当該自転車を保管場所へ撤去・移動することができる。
- 2 学長は、前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する自転車が放置されているとき は、直ちに保管場所へ撤去・移動することができる。
  - (1) 登録シールを貼付していないもの
  - (2) 明らかに遺棄されているもの
  - (3) 歩行者の通行を妨げるおそれのあるもの
  - (4) 消防・救急等の緊急災害活動の障害となるおそれのあるもの
  - (5) その他大学の交通安全秩序を著しく阻害しているもの

(放置自転車の保管及び廃棄処分)

- 第7条 学長は、前条の規定により放置自転車を撤去・移動したときは、その日から6月間保管場所に保管するものとする。
- 2 学長は、前項の規定により保管した自転車のうち第8条に定める返還申請のない自転 車、又は所有者が確認できない自転車については、当該保管期間経過後廃棄等の処分を することができる。
- 3 保管期間中に生じた車体の損傷については、本学は責任を負わない。

(放置自転車の返還申請)

- 第8条 撤去・移動された放置自転車の所有者は、保管期間内に自転車の返還を申し出る ときは、自転車返還申請書(別紙第3号様式)に必要事項を記載の上、第9条に定める 担当部署に提出するものとする。
- 2 前項の自転車返還申請書を受理した担当部署は、身分を証する書類等により申請者が 当該放置自転車の所有者であることを確認したのち、当該所有者から自転車の撤去・移 動に係る費用として3,000円を請求するものとする。
- 3 自転車の返還に係る費用(以下「返還費用」という。)は、本学の指定口座に振込む ものとし、振込みが確認された後に当該自転車を返還するものとする。
- 4 返還費用の振込みは銀行振込みとし、「東京外国語大学自転車返還費用」と記載の上、 下記の銀行口座に振込むものとする。なお、振込み手数料は本人の負担とする。

振込先:三井住友銀行 東京第一支店 普通口座 9796086 (事務)

第9条 利用登録申請・交付及び返還申請の担当部署は次のとおりとする。

区 分	利用登録申請・交付	返還申請
学生等	学生課	
外国人留学生	留学生課	<b>佐凯</b> 众 丽 钿
		施設企画課
職員等	施設企画課	
その他	施設企画課	

(一時的利用者)

- 第10条 本学へスポーツ施設等を使用するために自転車で一時的に入構する学外者( 以下「一時的利用者」という。) は、別紙配置図に示す学外者専用駐輪場に限り、駐 輪することができる。
- 2 一時的利用者には、第2条から第4条及び第6条第2項第1号は適用しない。

附則

- 1 この要項は、平成21年5月1日から施行する。
- 2 この要項施行の際、現に駐輪場に自転車を駐輪している者は、速やかに利用登録の手 続きを受けるものとする。

附則

この要項は、平成23年6月14日から施行し、平成23年4月1日から適用する。 附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

## 東京外国語大学自転車登録申請書

• 学生等	• 留学生	・職員	・その他 (記	該当に○印をして	て下さい)
登録日	※ 年	月--------------------------------------	日 登録番号	※第	号
フリガナ				TEL	
氏 名			連絡先	( )	
現住所	₸				
所 属	(学籍番号		)		
車体の色			防犯登録番 号		

- 1. ※は記入しないで下さい。
- 2. この申請により登録する自転車は、通学又は通勤に使用する自転車である こと。ただし、国際交流会館の居住者は、使用の用途に関係なく保有する自 転車は全て登録する。
- 3. 学生等、留学生の場合は、所属欄に学籍番号も記載する。
- 4. 記載事項に変更が生じた場合は、速やかに申し出ること。
- 5. 登録を受けた際には、次のことを遵守すること。
  - (1) 歩行者の安全を第一とし、自転車の運転及び駐輪すること。
  - (2) 自転車は、自転車駐輪場以外の場所に駐輪しないこと。
  - (3) 大学の構内に自転車を放置しないこと。
  - (4) その他大学が管理上必要と認めた事項。

## 東京外国語大学自転車登録シール

## ○遵守事項

- (1) 歩行者の安全を第一とし、自転車の運転及び駐輪すること。
- (2) 自転車は、自転車駐輪場以外の場所に駐輪しないこと。
- (3) 大学の構内に自転車を放置しないこと。
- (4) その他大学が管理上必要と認めた事項。

自転車登録証 〇〇〇年度 番号〇一〇〇〇

TUFS

## 東京外国語大学自転車返還申請書

年 月 日

国立大学法人 東京外国語大学長 殿

> 所有者 住所 所属 氏名 学籍番号

下記の自転車について、返還をお願いいたします。なお、今後は構内に 自転車を放置することはしません。

記

- 1. 登 録 番 号 : 第 号
- 2. 車 種 : (メーカー・色)
- 3. 防犯登録番号:

